

## 東京大学本部共通施設運営委員会設置要項

令和2年7月16日

総 長 裁 定

### (設置)

第1条 国立大学法人東京大学に、本部共通施設の持続的で効率的な経営を図るため、本部共通施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要項において「本部共通施設」とは、別表1に掲げる施設をいう。

2 この要項において「本部共通施設（宿舍施設）」とは、本部共通施設のうち別表2に掲げる施設をいう。

### (任務)

第3条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議することを任務とする。

- (1) 本部共通施設の認定及び廃止
- (2) 本部共通施設の運営方針
- (3) 本部共通施設の会計報告
- (4) その他本部共通施設の運営に係る重要事項

### (組織)

第4条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 財務、施設、学生、総務及び国際を担当する各理事又は副学長（以下「理事等」という。）
- (2) 教育・学生支援部長
- (3) 経営企画部長
- (4) 総務部長
- (5) 財務部長
- (6) 施設部長
- (7) その他次条に規定する委員長が必要と認める者

### (委員長)

第5条 運営委員会の委員長は、施設を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

### (ワーキンググループ)

第6条 運営委員会は、本部共通施設（宿舍施設）の運営について審議をさせるため「本部共通施設（宿舍施設）マネジメントワーキンググループ（以下「WG」という。）」を置く。

2 WGに関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

### (部会)

第7条 前条に定めるもののほか、理事等は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会に関し必要な事項は、部会を設置する理事等が別に定める。

### (庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、関係各課の協力を得たうえで、本部管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この裁定は、令和2年8月1日から実施する。

別表1

施設名	業務を所掌する課
大講堂（安田講堂）	管理課
山上会館	管理課
山上会館龍岡門別館	管理課
向ヶ岡ファカルティハウス	管理課
御殿下記念館	学生支援課
検見川セミナーハウス	学生支援課
山中寮内藤セミナーハウス	学生支援課
戸田寮	学生支援課
豊島国際学生宿舎A棟	奨学厚生課
豊島国際学生宿舎B棟	奨学厚生課
追分国際学生宿舎	奨学厚生課
駒場インターナショナル・ロッジ本館・B・C・D棟	管理課
駒場インターナショナル・ロッジ別館	管理課
白金台インターナショナル・ロッジ	管理課
柏インターナショナル・ロッジ	管理課
追分インターナショナル・ロッジ	管理課
目白台インターナショナル・ビレッジ	管理課
駒場 I 前期課程・体育課外活動施設等関係 (講義施設、図書施設、屋外を含む体育施設)	管理課

別表 2

施設名
豊島国際学生宿舎 A棟
豊島国際学生宿舎 B棟
追分国際学生宿舎
駒場インターナショナル・ロッジ本館・ B・C・D棟
駒場インターナショナル・ロッジ別館
白金台インターナショナル・ロッジ
柏インターナショナル・ロッジ
追分インターナショナル・ロッジ
目白台インターナショナル・ビレッジ